

8 ごみを見直す

ごみの処理にたくさんのお金を使うのは、もったいないね。



平成9年4月から「ようきほうそう容器包装リサイクル法」という国の法律ができました。この法律は、ごみの半分以上は商品が入っていた缶、びん、ペットボトル、ダンボールなどであるので、これらのごみを分けて集めて再利用をすすめ、ごみを減らそうとするものです。

ごみをへらすためにわたしたちにできることはないかしら。



○集団回収への協力

空缶、ビン、新聞、ざっし、ダンボールなどを、スポーツ少年団、婦人会、行政区が日を決めて回収をしています。

ごみにださないで、協力をする。



○お店に持ってゆく

スーパーなどでは、店の前に回収ボックスをおいて、牛乳パックやトレイを集めています。



○買物をするとき

買物ふくろを持ってゆきお店のふくろをもらわない。

ひつよういじょうのほうそうをしてもらわない。

